

2017年10月5日 全5頁

# 個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入状況

2017年1～8月は会社員や公務員の加入が増加、加入者数は約2倍に

金融調査部 研究員 佐川 あぐり

## [要約]

- 個人型確定拠出年金（iDeCo）は、2017年1月から加入対象範囲が拡大し、基本的に60歳未満の成人国民は誰もが利用できる制度となった。
- 加入対象範囲が拡大した影響により、2017年1月以降、iDeCoの加入者数は急増している。新規加入者を区分別に見ると、企業年金のない会社員や公務員といった第2号加入者数の割合が全体の9割近くを占めている。
- 加入者の拠出する掛金の状況については、第1号加入者は、少額を拠出する層と上限近くまで拠出する層に二極化している。第2号加入者、第3号加入者では、比較的上限近くまで拠出する層が多くなっており、節税効果を意識した行動と読み取れよう。

## はじめに

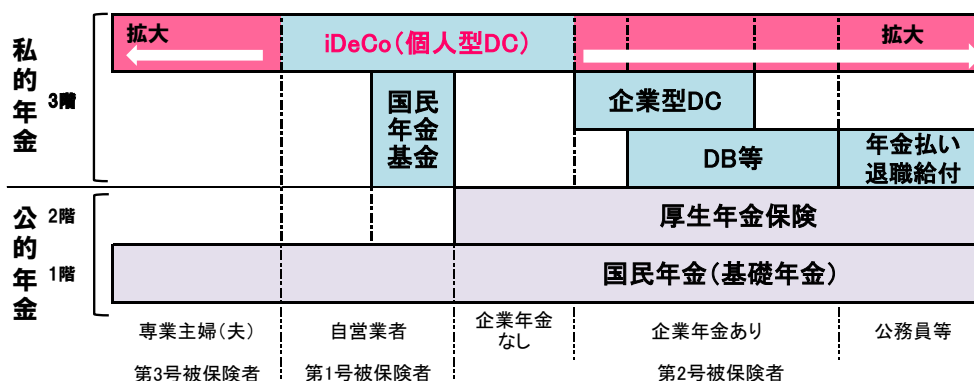
個人型確定拠出年金<sup>1</sup>（iDeCo）は、2001年10月に制度がスタートした。これまで、iDeCoに加入できるのは、自営業者や企業年金のない会社に勤める会社員など、一部に限られていた。2016年に行われた法律の改正<sup>2</sup>により、2017年1月からは専業主婦（夫）や公務員、企業年金のある会社員も含め、基本的に60歳未満の成人国民は誰もがiDeCoを利用できるようになった。iDeCoは節税効果の高さというメリットがあり、老後に備えた資産形成を支援する制度として、積極的な利用が期待されている。本レポートでは、国民年金基金連合会が公表する「iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入等の概況<sup>3</sup>」より、2017年1月以降のiDeCoの加入状況について解説する。

<sup>1</sup> 日本の確定拠出年金（DC：Defined Contribution）は、企業年金制度として会社が用意し、その会社に勤める従業員が加入する「企業型DC」と、個人が任意で加入する「個人型DC（iDeCo）」の2つのタイプがある。

<sup>2</sup> 2016年5月24日、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」が衆議院で可決、成立した。

<sup>3</sup> iDeCo公式サイト「[https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/join\\_overview\\_H2908.pdf](https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/join_overview_H2908.pdf)」参照。

図表1 2017年からのiDeCo加入対象者拡大のイメージ



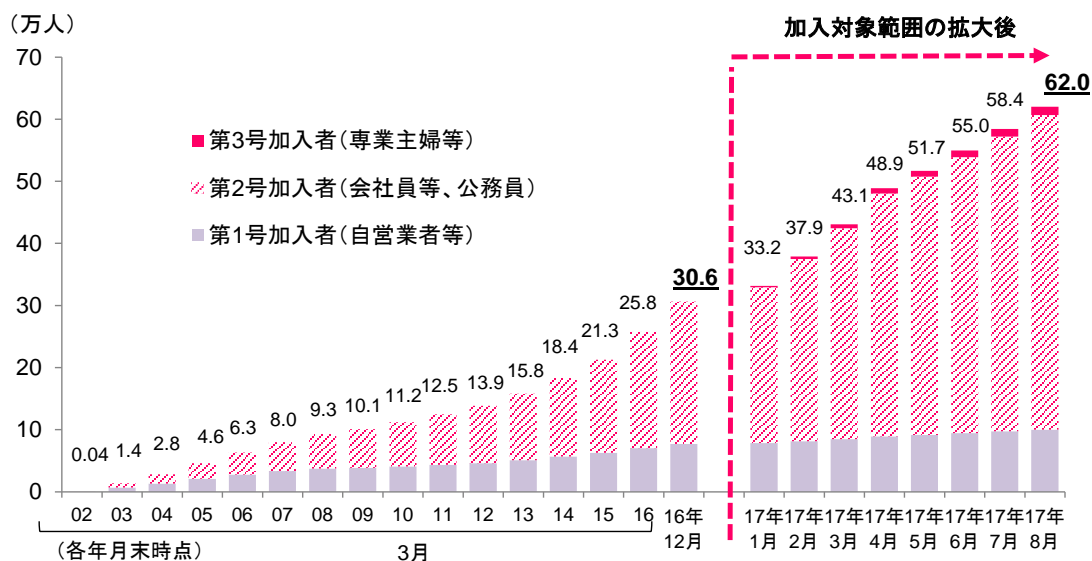
(注) 企業型DCの加入者がiDeCoに加入できるのは、企業型DCの事業主掛金の上限を引き下げることを規約で定めた場合に限る。DB (Defined Benefit の略) は確定給付企業年金で、DB等には厚生年金基金を含む。

(出所) 各種資料をもとに大和総研作成

## 加入者数の状況

これまで、iDeCoは加入対象範囲が限定的であったことなどを要因として、普及の遅れが指摘されていた。2001年にDC制度が誕生して以降、iDeCoの加入者数は緩やかに増加してきたといえる。2016年3月末時点で企業型DCの加入者数が548.2万人<sup>4</sup>であるのに対し、iDeCoは25.8万人と、当時の加入対象者数（概算で3,700万人）の0.70%という水準であった。しかし、2017年1月以降は加入対象範囲が拡大した影響から加入者数が急増し、2016年12月末の30.6万人から2017年8月末の62.0万人と、約2倍の規模となっている。現在の加入対象者数（概算で6,700万人）に占める割合は0.93%に上昇している（図表2）。

図表2 iDeCoの加入者数推移



(出所) 国民年金基金連合会「国民年金基金連合会業務報告書（各年度版）」、厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」より大和総研作成

<sup>4</sup> 厚生労働省「規約数等の推移」

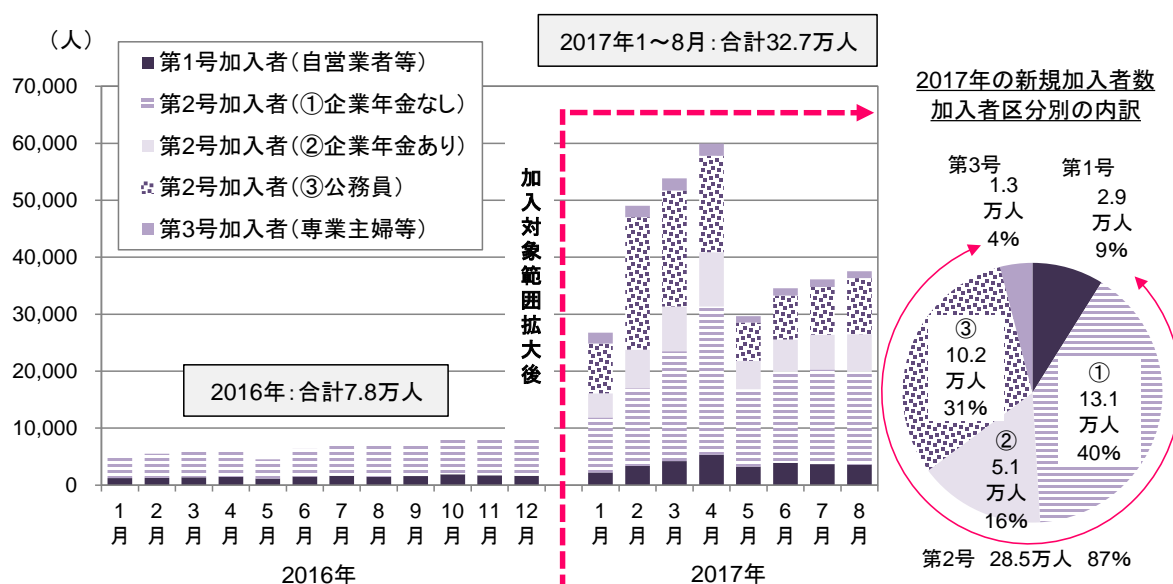
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/kiyakusu.html>)

新規加入者数を確認すると、2016年は毎月平均6,500人程度の加入があり、年間合計は7.8万人であった。2017年は2016年を大幅に上回るペースが続き、1月から8月までの8ヵ月間の合計で新規加入者数は32.7万人と、すでに2016年の年間合計の4倍以上の規模となっている(図表3)。加入者の区分別で見ると、第1号加入者(自営業者等):2.9万人、第2号加入者(会社員、公務員):28.5万人、第3号加入者(専業主婦等):1.3万人であり、新規加入者の約9割は第2号加入者である。第2号加入者は、さらに勤務先の企業年金の有無と公務員という区分で三つに分けられ、「①企業年金なし」が13.1万人、「②企業年金あり」が5.1万人、「③公務員」が10.2万人となっている。

これまでもiDeCoの加入対象であった「①企業年金なし」については、今回の制度変更で認知が高まったことなどから、新規加入者数が増加したとみられ、現在の加入者数は35.2万人である。企業年金のない会社員の数を概算で約2,100万人<sup>5</sup>とすると、加入対象者数に対する加入者数の割合は、制度誕生(2001年10月)から2017年8月までの約16年間で1.7%程度となる。一方の「③公務員」は、加入対象者数が約440万人に対して実際の加入者数は10.2万人と、加入対象者数に占める割合は2017年1月から8月の8ヵ月間ですでに2.3%を超えている。

「①企業年金なし」と同様に、これまでも加入対象であった第1号加入者については、新規加入者数の状況に大きな変化は見られていない。第3号加入者についても、加入対象者数が約930万人に対し実際の加入者数は1.3万人と、加入対象者数に占める割合は1%に満たない水準となっている。

図表3 加入者区分別の新規加入者数(月次ベース)



(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況(平成29年8月時点)」より大和総研作成

<sup>5</sup> 「厚生年金保険(第1号被保険者)の加入者数-企業年金の加入者数」で算出。2016年3月末時点。厚生年金保険(第1号被保険者)の加入者数は、厚生労働省「平成27年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」、企業年金の加入者数は、信託協会「企業年金の受託概況」、運営管理機関連絡協議会等「確定拠出年金(企業型)の統計概況」を参照。なお、企業年金の加入者数は、図表1で示すDB等(確定給付企業年金、厚生年金基金)と企業型DCの加入者数を単純合計しており、複数制度に重複して加入している場合を考慮していない。

## 掛金の拠出状況

iDeCo は、加入者が 5 千円以上、千円単位で毎月一定額を拠出するしくみである。拠出できる掛金には上限があり、加入者の区分によってそれぞれ上限金額が異なる。各区分での拠出限度額（上限）と、加入者の掛金の状況を確認する（図表 4）。

第 1 号加入者の拠出限度額は 6 万 8 千円（月額、以下同じ）である。掛金額別の加入者数の状況は、「5 千円～9 千円」の掛金額を拠出する加入者が最も多く、第 1 号加入者全体の 25% であり、次いで「1 万円～1 万 4 千円」が 22%、「6 万 5 千円～6 万 8 千円」が 20% となっている。第 1 号加入者においては、5 千円から 1 万 4 千円の範囲で拠出する層が半数を占めるものの、6 万 5 千円から上限まで拠出する層も少なくないといえる。

第 2 号加入者の拠出限度額は、さらに各区分で金額が異なる。「①企業年金なし」の拠出限度額は 2 万 3 千円である。「2 万円～2 万 3 千円」の掛金額を拠出する加入者が 53% と最も多く、次いで「1 万円～1 万 4 千円」が 21%、「5 千円～9 千円」が 20% となっている。2 万円から上限まで拠出する層が多いものの、5 千円から 1 万 4 千円の範囲で拠出する層も少なくないようだ。

「②企業年金あり」の拠出限度額は、勤務先で用意されている企業年金の制度によってさらに三つのパターンに分かれており、(ア) 企業型 DC: 2 万円、(イ) 企業型 DC+DB: 1 万 2 千円、(ウ) DB: 1 万 2 千円となっている。全体を通じた状況であるが、「1 万円～1 万 4 千円」の掛金額を拠出する加入者が 82% と最も多く、(イ) と (ウ) に区分される加入者の多くが 1 万円から上限まで拠出しているとみられる。

「③公務員」の拠出限度額は、1 万 2 千円である。「1 万円～1 万 2 千円」の掛金額を拠出する加入者が 91% となっており、1 万円から上限まで拠出する層が大半を占めていることがわかる。

第 3 号加入者の拠出限度額は、2 万 3 千円である。「2 万円～2 万 3 千円」の掛金額を拠出する加入者が 63% と最も多く、次いで「5 千円～9 千円」が 19%、「1 万円～1 万 4 千円」が 16% となっている。2 万円から上限まで拠出する層が半数以上を占めるが、5 千円から 1 万 4 千円の範囲で拠出する層も一定程度存在しているといえよう。

iDeCo で拠出する掛金は、全額が所得控除<sup>6</sup>の対象となる。控除があれば課税所得が低くなるため、上限まで拠出することで節税の効果は高まる。加入者の掛金額の状況からは、第 1 号加入者については少額から拠出する加入者が多い一方で、上限近くを拠出する加入者も一定程度存在し、第 2 号加入者や第 3 号加入者については、上限近くを拠出する層が多いといえる。節税効果を意識した加入者が多いことが読み取れよう。

<sup>6</sup> 税金を計算する際の所得から差し引くことができ、課税されないものをいう。

図表4 加入者の区分別の拠出限度額と掛金額の状況

加入者の区分	第1号加入者		第2号加入者				第3号加入者	
	自営業者等	① 企業年金なし	② 企業年金あり			③ 公務員	専業主婦等	
			(ア)企業型DC	(イ)企業型DC+DB等	(ウ)DB等			
拠出限度額(月額)	6.8万円	2.3万円	2万円	1.2万円	1.2万円	2.3万円		
掛金額別の加入者数	5千円～	24,997 25%	71,516 20%	8,980 17%	9,576 9%	2,506 19%		
	1万円～	22,509 22%	73,605 21%	43,010 82%	92,690 91%	2,108 16%		
	1.5万円～	3,384 3%	19,453 6%	6 0%		348 3%		
	2万円～	11,691 12%	187,630 53%	155 0%		8,422 63%		
	2.5万円～	1,326 1%						
	3万円～	6,610 7%						
	3.5万円～	839 1%						
	4万円～	1,758 2%						
	4.5万円～	588 1%						
	5万円～	4,762 5%						
	5.5万円～	446 0%						
6万円～	1,275 1%							
6.5万円～	20,149 20%							
計(人)	100,334	352,204	52,151	102,266	13,384			

【平均】	
第1号	27,082
第2号	①企業年金なし 16,111
	②企業年金あり 10,619
	③公務員 11,219
第3号	17,227

(注) 掛金額は千円刻みのため、「5千円～」は5千円、6千円、7千円、8千円、9千円の掛金額を拠出する加入者数の合計と、各区分に占める割合を示している。

(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況(平成29年8月時点)」より大和総研作成

## おわりに

少子高齢化にともない公的年金のスリム化が避けられない中、一定の年金額を確保するためには、自助努力による資産形成が今後ますます重要となる。また、現在、働き方改革により、国民一人一人のニーズにあった働き方の実現に向けた取り組みが進められている。従来のように1つの会社で定年まで働き続けるというスタイルから、転職を経験する、独立して自営業者として働く、など、働き方は多様化している。今後は、専業主婦という立場であっても、社員として働くケースや、家事や育児の合間などを利用して自営業者として働くというケースも増えてくるだろう。

iDeCoは働き方や立場によらず、誰もが継続して利用できる制度であり、就職や転職を機に、企業型DCとの間で資産を移換することも可能であり、多くの国民において、積極的な利用が期待される。今後も加入動向が注目されよう。